

「一般廃棄物処理基本計画(案)」の概要について

1 . 一般廃棄物処理基本計画の策定経緯

一般廃棄物処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、市町村の一般廃棄物処理の基本方針を、10年から15年の長期的視点に立って示すものです。概ね5年ごとに見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが望ましいとされております。

戸田市、蕨市及び蕨戸田衛生センター組合(以下、「組合」という。)では平成24(2012)年度に、平成25(2013)年度～令和9(2027)年度の15年間を計画期間とした「ごみ処理基本計画」(以下、「既存計画」という。)を策定し、本市及び蕨市の廃棄物(ごみ・し尿)を適正処理しています。

計画の前提条件の変動

既存計画の策定から10年が経過し、廃棄物を取り巻く社会状況、組合の処理施設に求められる機能や廃棄物の処理状況は大きく変化しています。平成27(2015)年9月に国連持続可能な開発サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、「食品ロスの削減」や「プラスチックの資源循環」、さらにはCO₂(二酸化炭素)の排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル」への取組が世界的な潮流となっているほか、国内各地で頻発している水害など自然災害への対策も求められています。

一般廃棄物処理基本計画の策定目的

これらのごみ処理を取り巻く環境の変化を適切に反映させ、時代に応じた新たな一般廃棄物処理の基本方針を示すため、既存計画の目標年度(令和9(2027)年度)に先立って、「一般廃棄物処理基本計画」(以下、「新計画」という。)を策定しているところです。

新計画は、既存計画のごみ及び生活排水に関わる記載をそれぞれに区分した「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」に加え、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に基づき新たに策定する「食品ロス削減推進計画」の3計画を包括していません。

2 . 新計画期間

令和7(2025)年度～令和16(2034)年度の10年間とし、前半5年度を前期、後半5年度を後期とします。

3 . 新計画で目指す方向性

基本理念

減らして分けて みんなで創る 資源循環のまち

ごみ処理基本計画 基本方針

基本方針1 ごみの減量化と資源化の推進

- ・ 家庭や事業者から排出されるごみを減量化するため、食品ロスの削減などの取組を進めます。
- ・ 温室効果ガス排出量の削減や資源の有効活用のため、プラスチックや紙類などのさらなる資源化を進めます。

基本方針2 適正かつ効果的なごみ処理システムの構築

- ・ 環境負荷が少なく、適正で安定した処理を継続するための施設整備と維持管理を行います。
- ・ ごみからの資源回収を効果的に行い、焼却処理量と埋立処分量の削減を図ります。

基本方針3 市民、事業者、行政の協働による循環型社会の形成

- ・ 市民や事業者がごみの減量化や資源化に取り組むために必要な支援を行政が行うなど、協働による循環型社会づくりを進めます。
- ・ ごみ出しルールの啓発や不法投棄対策などにより、快適で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

食品ロス削減推進計画 基本方針

基本方針 1 食品ロスへの理解促進による「もったいない」意識の醸成

- ・食品ロス問題について広く周知啓発し、食品ロスを発生させることは「もったいない」という意識の醸成を図ります。

基本方針 2 市民、事業者、行政の協働による効果的な食品ロスの発生抑制・食品の有効活用の取組み推進

- ・市民が手軽に実施しやすい取組を周知啓発し、食品ロス削減の取組を促進します。
- ・事業者が実施しやすい取組を周知啓発するほか、事業者の取組を市民に情報提供し、相互作用による食品ロスの発生抑制や、食品の有効活用の取組を促進します。

生活排水処理基本計画 基本方針

基本方針 1 環境負荷を低減する排出方法の推進

- ・下水道計画区域内の生活排水は、接続（水洗化）を促すことで生活排水処理率の向上を図ります。
- ・下水道へ未接続の場合は、合併処理浄化槽の設置整備推進により、生活排水処理率の向上を図ります。
- ・水質汚濁を防止するため、浄化槽の適切な維持管理を徹底します。
- ・単独浄化槽設置世帯、くみ取りし尿世帯については、下水道への早期接続や合併処理浄化槽への転換を図り、生活雑排水の適正処理を推進します。

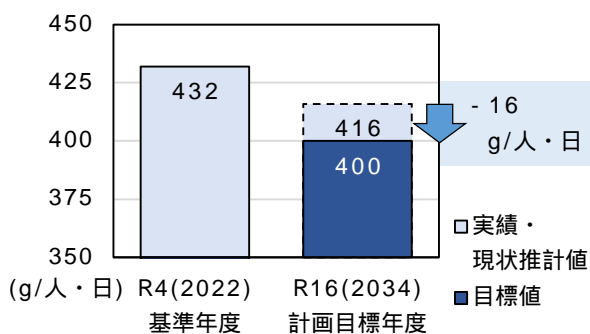
基本方針 2 循環型社会に寄与するし尿処理システムの構築

- ・組合のし尿処理施設の老朽化状況を踏まえ、今後の施設整備方針を検討します。
- ・今後の施設整備とあわせて、し渣や汚泥の有効利用方法について検討し、資源化を行います。

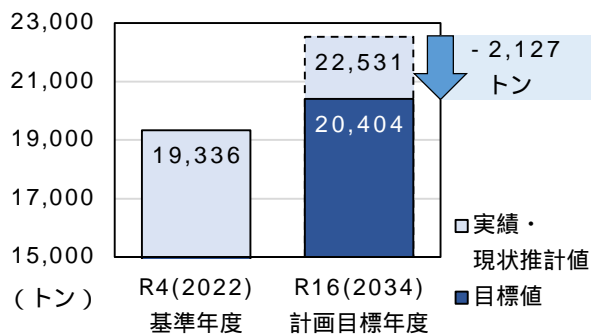
4. 新計画の数値目標

新計画における数値目標のうち、主なものを以下に示します。

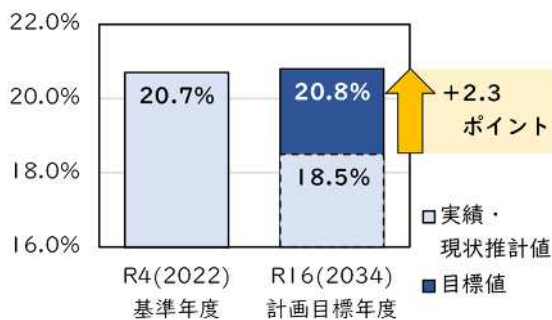
1人1日あたり家庭系ごみ排出量



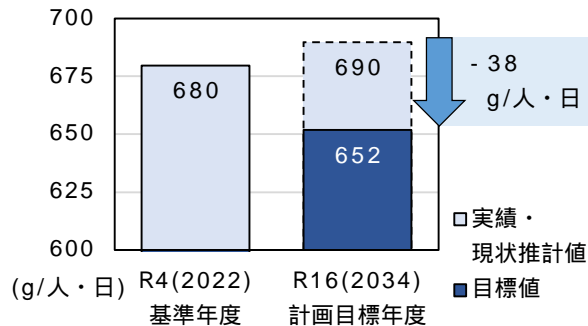
事業系ごみ排出量



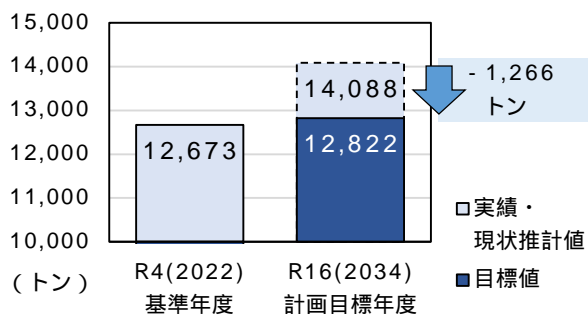
資源化率



1人1日あたり焼却処理量



食品ロス等焼却量



5 . 新計画における取組み

本市、蕨市、組合における課題をふまえた新計画における主な取組みの方向性を以下に示します。

計画	基本方針・目標	取組みの方向性
ごみ処理基本計画	ごみの減量化と資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量化や食品ロス、廃プラスチックの発生抑制のため、啓発を推進 ・事業系ごみの減量化及び資源化の推進 ・資源物の分別徹底による更なる資源化促進 ・小型家電、二次電池、粗大ごみや処理残渣などの資源化の推進 ・生ごみ・食品ロス、プラスチック使用製品などの資源化の検討
	適正かつ効果的なごみ処理システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別やごみ出しルール of 徹底のため、市民に対する分別ルールの啓発や、事業者、外国人世帯、単身世帯に向けた啓発推進 ・ごみ散乱・鳥獣害防止対策や、不法投棄対策など、集積所の適正管理の強化 ・ごみ出し困難世帯や、収集や処理が難しいごみへの対応 ・各施設における老朽化状況や求められる機能の変化を踏まえた、「施設整備基本構想」の策定 ・災害時の処理体制や防災拠点機能の確保などによる、処理システムの強靱化
	市民、事業者、行政の協働による循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育プログラムの充実による意識啓発の推進 ・ごみの減量・資源化に関する情報の見える化の推進 ・ごみ処理に関する情報公開体制の整備・充実による周知啓発の促進 ・不法投棄対策、資源物持ち去り対策の強化
食品ロス削減推進計画	食品ロス等焼却量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に向けた3キリ(使いキリ、食べキリ、水キリ)運動の促進により生ごみの減量化、食品ロスの削減 ・食品関連事業者に向けた食品廃棄物の発生抑制の啓発、取組みの促進 ・フードドライブやフードバンクの啓発により、持ち寄られた食品の子ども食堂やフードパントリーでの有効活用の推進
生活排水処理基本計画	生活排水処理率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・くみ取りし尿世帯や単独処理浄化槽世帯に対する、下水道への接続や合併処理浄化槽への転換促進